

厚生発 0110 第 5 号  
令和 7 年 1 月 10 日

各 

都道府県知事
保健所設置市長
特別区長

 殿

厚生労働省健康・生活衛生局長  
( 公 印 省 略 )

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令の公布について（公布通知）

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令（令和 6 年厚生労働省令第 164 号）が別添 1 のとおり今般公布されたところです。

その改正の趣旨、内容等のうち、当局所管のものは下記のとおりですので、貴殿におかれましては、御了知の上、貴管内関係者へ周知いただきますよう、よろしく申し上げます。

## 記

### 1 改正の趣旨

別添 2 のとおり、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和 6 年法律第 53 号。以下「第 14 次地方分権一括法」という。）による栄養士法（昭和 22 年法律第 245 号）の改正により、管理栄養士養成施設の卒業者は、栄養士でなくとも、管理栄養士国家試験を受けることができることとされた（令和 7 年 4 月 1 日施行）。

現行の厚生労働省関係省令の規定の中には、施設の人員配置基準等において、単に「栄養士」とのみ規定しているものがあるが、現行の管理栄養士は、栄養士免許を受けた者でもあるため、全てこの「栄養士」に該当することとなっている。管理栄養士については、上記の栄養士法改正により、栄養士免許を受けていない者でも管理栄養士免許を受け得ることとなったため、こうした管理栄養士についても前記の規定の対象となるよう、所要の改正を行う。

## 2 改正の内容

- 管理栄養士免許の申請書の様式について、「栄養士免許を受けた都道府県名」及び「栄養士名簿登録番号」の記入欄を削除する（栄養士法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 2 号）第 1 号様式）。

また、経過措置として、旧様式により申請された書類は、改正省令による改正後の様式によるものとみなすとともに、旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用できることとする。

- 食品衛生責任者の要件に管理栄養士であることを加える（食品衛生法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 23 号）別表第 17 第 1 号）。
- 栄養士又は管理栄養士の配置を努力義務としている特定給食施設において、引き続き、これらの者のうち一人は管理栄養士であるように努めなければならないこととする（健康増進法施行規則（平成 15 年厚生労働省令第 86 号）第 8 条）。

## 3 施行期日

令和 7 年 4 月 1 日（第 14 次地方分権一括法による栄養士法の改正の施行日）